

第 43 号	関西圏大学非常勤講師組合	2015年5月10日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 阪大労基法第 90 条違反の刑事告訴、嫌疑不十分で不起訴処分 p. 1	
2. 阪大の長期非常勤職員雇い止め裁判にご支援を p. 2	
3. 組合総会開催 p. 2-3	4. 関西大学と定期交渉 p. 3
5. 立命館大学と定期交渉 p. 3	6. 龍谷大学と定期交渉 p3-4

阪大労基法第90条違反の刑事告訴(告発)、 嫌疑不十分で不起訴処分！

阪大は労働契約法第 18 条の「有期雇用契約が5年を超えて更新される場合に無期雇用への転換申込権が労働者に生じること」を避けるために、2004年の法人化以来「準委任契約」でパートタイム労働者ではないと詭弁を弄してきた非常勤講師・T・A・R・A・アルバイトに対しても、契約更新上限5年を定めた2013年4月1日付就業規則を適用しました。それに対し、組合は労基法第90条に定める「就業規則を作成・変更する際には、事業所の労働者の過半数を代表する者の意見書を付けて管轄の労基署に提出すること」に大学が違反しているとして、2013年9月25日付刑事告訴状を大阪地検に提出し、同年12月16日付で刑事告発として正式受理されました。その後複数回、大阪地検から組合執行委員長で阪大非常勤講師である新屋敷への事情聴取があり、地検への追加文書・データの提出を行いました。

ところが、今年3月20日付で大阪地検から不起訴処分が通知されました。その後

地検の担当検事から「阪大吹田・豊中・箕面キャンパスでの過半数代表者選出から非常勤講師が排除されていることは認定されたが、大学が非常勤講師の労働者性を否定する論拠を完全には崩せない」ので「嫌疑不十分で不起訴処分になった」との説明を受けました。

この「嫌疑不十分で不起訴処分」は、早稲田大学が非常勤講師の契約更新5年上限の就業規則を作成したことに対し首都圏大学非常勤講師組合が労基法第90条違反で早稲田大を東京地検に刑事告発・告訴した件が「嫌疑なしの不起訴処分」なったことに比べると、同じ不起訴でも「嫌疑不十分」の阪大の方がより悪質性が高いことが認定されたので一定の評価はできます。しかし不起訴処分には納得できません。早稲田大に対し昨年11月に東京検察審査会が「不起訴不当」の決定を下したこともあり、大阪検察審査会に審査申し立てをする予定です。(文責: 新屋敷)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ
電話: 06-6763-3201 (江尻) 月の午後、水の午後 メール: sodan@hijokin.org (随時)

阪大の長期非常勤職員の雇い止め裁判に ご支援を！

大阪大学は、2015年3月31日をもって法人化前から働き続けてきた石橋組員から長期非常勤職員を雇い止め解雇した。3月31日、私たちは抗議行動を展開し、翌4月1日から就労闘争を開始、現在は週1回程度で続けている。

人間科学研究科（人科）は大判の「関係者以外立ち入り禁止」の張り紙やロープで規制線をつくり、本部職員や人科職員が立ちはだかり、石橋組員が人科玄関に入ることをも妨害した。大学は、「制度だ」「雇用契約は終了している」などと繰り返すばかりで、解決に向けて努力する姿勢を全く見せなかった。

4月24日には、人科の職員が手を後ろに組んで「要求書はこちらでは受け取れない」と言い続けた。人科は、石橋組員の採用を決め、石橋組員が10年以上に渡って

関西単一労組阪大分会

働き続けた現場である。人科にも当然雇用責任があるのに要求書すら受け取らないという態度を許すことはできない。

石橋組員の働いていた図書室の労働者が加藤分会長や石橋組員と握手やハイタッチをしてくれるなど、学内外の支援の層が広まってきている。そのことが実感でき、就労闘争の意義は大きいと感じている。

今年も5・1阪大抗議メーデーを関西大学非常勤講師組合と共催で取り組み、学内デモまで貫徹した。非正規雇用の労働者を簡単にクビにするような「制度」なんていない。我々は解雇を撤回させ、継続雇用を勝ち取るまで闘い続けますので、今後ともご支援をお願いします。

（関西単一労組阪大分会）

組合総会開催

3月23日に当組合の第12回定期総会がエルおおさかで開催されました。新屋敷委員長の開会宣言が行われ、来賓の紅露関西私大教連書記長、ユニオンぼちぼちの村上副委員長からあいさつがありました。また、首都圏組合の松村委員長からのメッセージが読み上げられ、首都圏組合がこの1年間早稲田大学などとの団体交渉などによって組員が飛躍的に増え、それによって組合の交渉力が大きく高まったとの報告がありました。

来賓の挨拶後、総会参加者の自己紹介と近況について各人から発言があり総会出席者の交流がおこなわれました。その後、

昨年度の組合の活動報告と今年度の方針について江尻書記長が報告しました。そのなかで、今後、大阪大学や神戸大学ですすめられている「スーパー・グローバル大学構想」に基づく「クォーター制(3学期制)」の導入による非常勤講師の待遇の不利益変更に関しても注意したたかっていく必要があるなどの意見がでました。

また大嶋会計責任者から昨年度の会計報告と今年度予算報告がおこなわれ、今年度はカンパ、組合費ともに昨年度に較べ大きく減少し、赤字を穴埋めするため冊子会計から臨時に補填したとの報告がありました。これまでカンパを寄せてもらって

た専任教員が定年退職などで今後も支援カンパが減少することが予想され、組合財政が厳しいとの報告がありました。最後に

執行委員 10 名が選出され終了しました。

その後、近くの酒場で懇親会がおこなわれました。(文責・江尻)

関西大学と定期交渉

昨年の 12 月 11 日に関西大学と定期交渉をおこないました。大学側からは理事長、常務理事などが出席しました。交渉では労働契約法 18 条に基づく 5 年で無期転換について、大学側は、現在も「検討プロジェクト」を作って「検討中」と回答しました。その際に常務理事は、特例法（無期転換を 5 年から 10 年に延長できる特例）として「研究開発力強化法」を適用するのではなく、「大学教員任期法」を非常勤講師に適用できないかを検討していると回答しました。組合としては「大学教員任期法」を非常勤講師に適用することには、その法律

の本来の趣旨からみて無理があると考えています。

また、現在、長期（20 年以上）に勤務している非常勤講師に「勤務手当」が支払われているが、勤続 19 年未満の人には支払われていない問題について、理事長は「移行期間があと 2 年で 10 年になるので今まで支払ってきた『勤務手当』の支給については廃止を考えている。その際に賃上げをするかどうかはわからない。」と回答しました。組合は実質賃下げになるような「勤務手当」の支給廃止には反対であると主張しました。(文責・江尻)

立命館大学団交結果(14年12月)

- 1、非常勤削減については、カリキュラム上の観点から決めることであって、人件費を削減することが自己目的なのではない。15 年度の科目数は 14 年度とだいたい同じ。
- 2、セメスター制変更問題：3 学期制は予定していない。スーパー・グローバル構想で、クォーター制（4 学期制）を導入しなければならないが、欧米では第二クォーター（6 月～7 月）で学生が入れ替わるのでその対応が大変。全学部を 4 学期制にすることはない。文科省は、総学習量を守ればどのようなカリキュラムにするかは大学の裁量と言っている。90

分ではない授業も出てくるだろうし、週 2 日の科目も出てくるだろう。組合は「クォーター制にすると非常勤は掛け持ちが大変になる。非常勤が見つからないということにもなりかねない。この点を踏まえて検討せよ」と注文。

- 3、賃金の改定は予定なし。
- 4、改正労働契約法にかんして。現在の非常勤は今まで通り。16 年度からの新規契約に際してどうするかは検討中。19 条の雇止め法理（期待権）は遵守する。常に教学優先で考えることにはかわりはない。(文責 長澤)

龍谷大学団交結果(15年3月)

- 1、賃金については、現状据え置き。大学側は「賃金を上げよという組合側の主張

と理由はまったくその通りだと思うが、財政的にきつい。財政全体に占める人件

- 費割合は 76% (組合注記:他大学と比べてかなり高い)。非常勤の給与だけを別枠で決めているのではないので、専任教
- 2、改正労働契約法や特例法に関して、「私大連盟でも検討が進んでいない。しかし龍谷としては、5年で雇止めというような上限はつけない」と明言。
 - 3、私学共済加入については考えていない。厚生年金加入資格の「週 20 時間」の解釈については、組合は 5 コマ相当と主張、

職員のペアがない状態で、非常勤の賃金だけを上げるわけにいかない。他大学と比べても遜色はない」と回答。
大学は週 14 コマ以上だと主張。

- 4、クォーター制の計画はない。
- 5、ロッカーや印刷機に関する不満については、個々の非常勤が直接教務課などに要求をしていただければ検討して善処するとのこと。

(文責 長澤)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (-)

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

